

## ◎国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(平成二八年三月一八日法律第九号) (衆)

### 一、提案理由 (平成二七年七月三日・衆議院内閣委員会)

○古屋 (圭) 議員 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案につきまして、自由民主党、維新の党、公明党及び次世代の党を代表して、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、いわゆる官邸ドローン事件を踏まえ、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とするものであります。

次に、本法律案の主な内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、対象施設として、国会議事堂等、内閣総理大臣官邸等、最高裁判所並びに皇居及び赤坂御所を法定し、政党本部及び外国公館等をそれぞれ、総務大臣、外務大臣が指定することとしております。

第二に、対象施設の敷地の外側おおむね三百メートルを基準に、例えば街区単位で、対象施設周辺地域を指定することといたしております。

第三に、規制の内容であります。まず、対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することといたしております。その上で、対象施設周辺地域の上空で小型無人機の飛行をさせた場合には、警察官等による上空からの退去等の命令、即時強制の対象とすることといたしております。この命令の違反に対しては、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処することとしております。さらに、対象施設の敷地の上空で小型無人機の飛行をさせた場合は、いわゆる直罰、すなわち、直ちに一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処することといたしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することといたしております。

第五に、検討条項として、国は、速やかに、防衛省、警察庁、海上保安庁等危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止のあり方のほか、小型無人機の安全な飛行の確保のあり方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策も踏まえ、かつ、小型無人機に関する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたして

おります。

以上が、本法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

## 二、衆議院内閣委員長報告（平成二七年七月九日）

○井上信治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とするものであります。

本案は、去る七月一日本委員会に付託され、三日提出者古屋圭司君から提案理由の説明を聴取いたしました。

八日、民主党・無所属クラブから、本案に対し、対象施設の追加、飛行を禁止する対象の追加等を内容とする修正案が提出され、同日、修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行いました。

質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由（平成二七年七月八日）

○泉委員 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案に対する修正案提案理由説明を行います。

ただいま議題となりました国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、対象施設として、次の二つの施設を追加することとしております。

一つ目は、危機管理機能を担う行政機関の庁舎であります。これは、危機管理に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるものの庁舎であって当該行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるものであります。

二つ目は、対象原子力事業所であります。これは、原子力事業所であってテロリズムの対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもののうち、公共の安全の確保の観点から国家公安委員会が保護する必要があると認めて指定するものであります。

第二に、飛行を禁止する対象として、次の二つを追加することとしております。

一つ目は、ラジコンモーターパラグライダー等の航空法上の航空機以外の形態の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものを小型無人機に含めることであります。

二つ目は、パラグライダー、モーターパラグライダー、ハンググライダー等の航空法上の航空機以外の航空の用に供することができる機器のうち、高度または進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものを用いて人が飛行することを禁止の対象として追加することであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告（平成二八年三月一日）

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十九回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となっていたものであります。

本法律案の内容は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものであります。

なお、衆議院におきまして、対象施設として危機管理に関する機能を担う行政機関の庁舎及び原子力事業所の追加、飛行を禁止する対象の追加等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員古屋圭司さんから法律案の趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員泉健太さんから衆議院における修正部分の説明を聴取し、法第一条に規定する危険の意義、取材・報道活動への影響、対象施設に原子力事業所を追加した理由等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、自由民主党及び公明党を代表して上月理事より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二八年三月一〇日）

○上月良祐君 私は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりです。

これより、その趣旨について御説明いたします。

修正の要旨は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

#### 四、衆議院内閣委員長報告（平成二八年三月一七日）

○西村康稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とするものであります。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となっていたもので、今国会におきまして、去る三月十一日、参議院において、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うことを内容とする修正を行い、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

昨十六日提案理由の説明の聴取を省略し、直ちに採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 法律第九号は、当初「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。